

滋 労 雇 第 3 5 1 号
令和 3 年(2021年) 6 月 18 日

滋賀県職業能力開発審議会
会長 佐藤 卓利 様

滋賀県知事 三日月 大造



しが職業能力開発推進プランの改定について（諮問）

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 7 条の規定に基づく次期滋賀県職業能力開発計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の趣旨）

本県においては、昭和 46 年（1971 年）以降 10 次にわたり、働く人々の生涯にわたる職業能力開発を推進するため、滋賀県職業能力開発計画を策定し、各種施策を進めています。

現計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や人生 100 年時代と言われる長寿社会の到来など、本県を取り巻く情勢はこれまでに経験したことのない大きな変化を迎えようとしています。

こうした中で、働くことを希望する、すべての人々の安定した就労を実現するためには、企業等や求職者のニーズを踏まえた職業能力開発に、より一層取り組む必要があります。

現計画は、令和 3 年度を終期としていることから、本県の職業能力開発を取りまく諸情勢を踏まえ、県が令和 4 年度からの新たな計画を策定するため、意見を求めるものです。